

2019年10月1日から /

幼稚園・保育所・認定こども園等の 利用料が無償化されます！

幼稚園利用料の無償化

子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園に通っている満3歳児から5歳児までのお子さまの幼稚園利用料が10月1日より月額25,700円まで無償化されます。



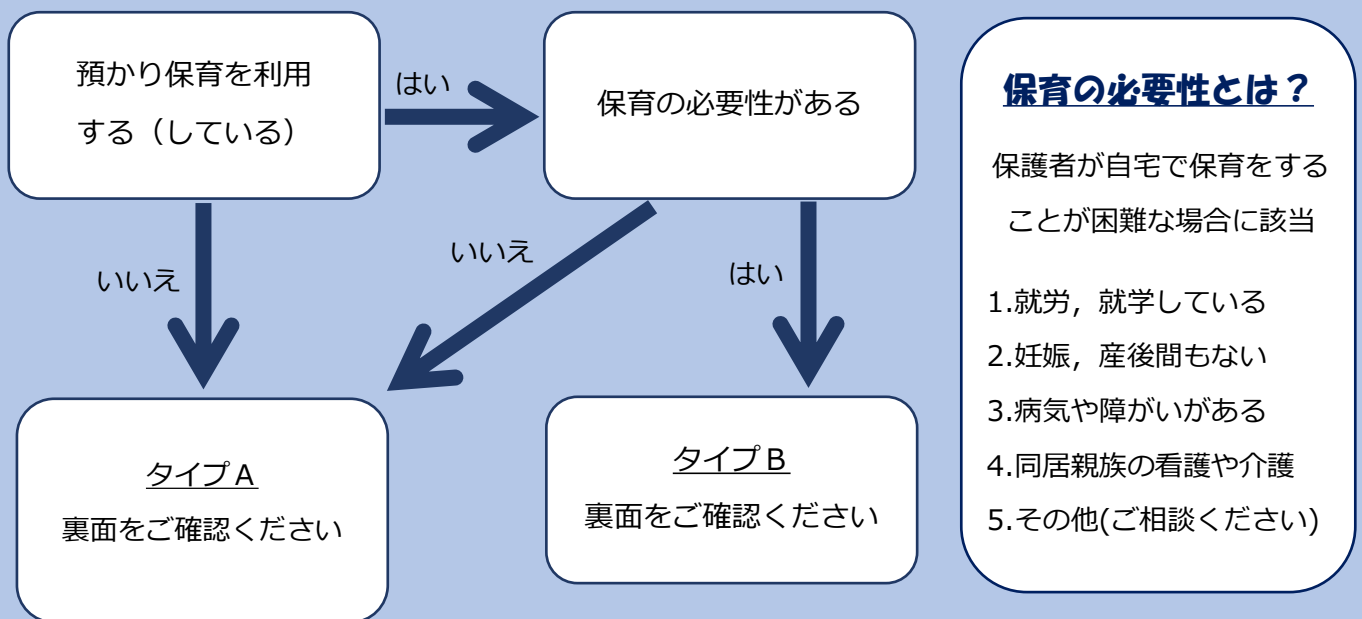
預かり保育の無償化

今回の無償化にあたり、預かり保育事業も対象となっています。（月額11,300円が上限。利用日数に応じて限度額が変わります。）

ただし、預かり保育を利用している方全員が無償化されるわけではなく、居住する市町村において『保育の必要性』の認定を受けた方のみが無償化の対象となります。

※満3歳児は保育の必要性の認定かつ住民税非課税世帯のみ対象です。

どの手続きが必要であるか、以下を参考にご確認ください。



幼稚園利用料無償化の流れ

新制度へ移行していない私立幼稚園に通っている方は、以下の手順を踏んでいただくことで、その利用料が無償化されます。

- ①市から認定を受けて、
- ②幼稚園の利用料・預かり保育の利用料を施設に支払い、
- ③支払った利用料を市に請求する

詳細な手続きについては、裏面をご確認ください。

タイプAに当てはまる保護者

1.市の認定を受ける

- 必要書類を準備し、稲敷市役所へ提出してください
必要書類：子育てのための施設等利用給付認定申請書（施設及び稲敷市役所で配布します）
- 認定後、子育てのための施設等利用給付認定通知書を送付します。

2.幼稚園利用料を施設に支払う

- これまで通り、通園している施設へ幼稚園利用料を支払ってください。
- 施設から「領収証」「提供証明書」が発行されます。
※上記二点は請求の際に必要となります。大切に保管してください。

3.支払った利用料を請求する

- 必要書類を準備し、稲敷市役所へ提出してください
必要書類：施設等利用費請求書（書類は施設及び稲敷市役所で配布します）
添付書類：領収証、提供証明書
- 請求書にて指定した口座へ支給額を振り込みます。
一ヶ月毎の請求になります。請求の方法に変更がある場合は、通知します。



タイプBに当てはまる保護者

1.市の認定を受ける

- 必要書類を準備し、稲敷市役所へ提出してください（施設及び稲敷市役所で配布します）
必要書類：子育てのための施設等利用給付認定申請書
添付書類：保育を必要とする事由に該当する書類
 - 就労、就学：就労証明書、学生証の写し等
⇒就労の場合は、月に16日以上かつ64時間以上の勤務が認定条件です
 - 妊娠・出産：申立書、母子手帳の写し(表紙と分娩予定日のページ)
 - 疾病・障がい：申立書、診断書・障害者手帳の写し
 - 看護・介護：看護・介護申告書(民生委員のサインが必要です)
 - その他：学務管理課へご相談ください
- 認定後、子育てのための施設等利用給付認定通知書を送付します。

2.幼稚園利用料・預かり保育利用料を施設に支払う

- これまで通り、通園している施設へ幼稚園利用料等を支払ってください。
- 施設からそれぞれの「領収証」「提供証明書」が発行されます。
※上記二点は請求の際に必要となります。大切に保管してください。

3.支払った利用料を請求する

- 必要書類を準備し、稲敷市役所へ提出してください
必要書類：施設等利用費請求書（書類は施設及び稲敷市役所で配布します）
添付書類：領収証、提供証明書
- 請求書にて指定した口座へ支給額を振り込みます。
一ヶ月毎の請求になります。請求の方法に変更がある場合は、通知します。



※無償化の対象となるのは、申請の翌月以降です。

稲敷市役所 2 階の学務管理課へ申請書を提出してください。

